

社会福祉法人育心会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が動きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 迄の3年間

2. 内 容

目 標 1 課長職以上の女性職員の割合を30%以上にする。

<対 策>

令和6年4月～ 積極的な業務の指導や法人研修等を通じ、管理職登用できる人材を育成する。

目 標 2 男性職員3名以上の育児休業取得を実現させる。

<対 策>

令和6年4月～ 諸会議・法人内研修・育心会広報誌・事務連絡等を通して、男性も育児休業を取得できることを周知し、制度（規程）の活用を広く啓発する。

目 標 3 採用した労働者に占める女性労働者の割合を高い水準で維持する。

<対 策>

令和6年4月～ 採用した労働者に占める女性労働者の割合は既に高いが維持するため、採用計画に女性労働者を積極的に採用する旨の目標を常に掲げる。